○東温市農地バンク実施要綱

|  |
| --- |
| (令和5年11月6日告示第116号) |

(趣旨)

第1条　この告示は、東温市内の農地が有効に利用され、遊休農地の発生防止及び解消に寄与することを目的とし、農地バンク制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　個人情報　住所、氏名、連絡先等の情報で個人が特定されるものをいう。

(2)　農地情報　貸付け又は売渡しを希望する農地の所在地番、面積、現在の利用状況、その他地図上の位置の情報等で、かつ、個人が特定されないものをいう。

(3)　所有者等　農地に係る所有権その他の権利に基づいて、当該農地の貸付け又は売渡しを行うことができる権限を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。

(4)　農地バンク　農地の貸付け又は売渡しを希望する所有者等からの申込みを受けて、農地に関する情報を登録し、公開し及び提供する仕組みをいう。

(5)　農地登録　農地バンクに農地情報を登録することをいう。

(6)　登録農地　農地登録をされた農地のことをいう。

(7)　農地バンクの利用　農地バンクを通じて営農目的で農地を借り受けること又は買い受けることをいう。

(適用上の注意)

第3条　この告示は、農地バンク以外の方法による登録農地の権利移動を妨げるものではない。

(農地登録申請及び通知等)

第4条　農地登録を希望する所有者等は、東温市農地バンク農地登録申請書（様式第1号）及び東温市農地バンク登録カード（様式第2号）に必要な事項を記入して東温市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出しなければならない。

2　農業委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該農地の現地確認をした上で、その内容を審査し、適当と認めるときは、東温市農地バンク登録農地台帳（様式第3号。以下「登録農地台帳」という。）に登録するとともに、東温市農地バンク登録完了（却下）通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

3　前項の場合において、申請内容が次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会は、当該申請を却下し、東温市農地バンク登録完了（却下）通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(1)　所有者等が東温市暴力団排除条例（平成23年東温市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者であるとき。

(2)　農地に所有権以外の権利が設定されており、貸付け又は売渡しが困難であるとき。

(3)　農地が他の法令により権利設定又は移動の制限を受けるとき。

(4)　農地が荒廃しており、復元して営農することが困難なとき。

(5)　農地の隣接地との境界が不明なとき、又は境界に争いがあるとき。

(6)　所有者等の農地を使用する権原について争いがあるとき。

(7)　農地登録の申請内容に虚偽があると認められるとき。

(8)　その他の事由により農業委員会が適当でないと認めるとき。

(農地登録の勧奨)

第5条　農業委員会は、登録農地以外の農地で、農地バンクに登録することが適当であると認めるときは、所有者等に対して、農地登録を勧めることができる。

(登録農地台帳の調整)

第6条　農業委員会は登録農地に係る動向等を、逐次東温市農地バンク登録農地経過記録（様式第5号）に記載するよう努めるものとする。

(登録農地台帳の登録期間)

第7条　登録農地台帳への登録期間は、所有者等が希望する3年以内の期間とする。ただし、再登録を妨げない。

(農地登録事項の変更)

第8条　第4条第2項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「農地登録者」という。）は、農地登録事項に変更があったときは、遅滞なく口頭又は書類で農業委員会に申し出なければならない。

2　農業委員会は、前項の申出があったときは、登録農地台帳の記載事項を訂正するものとする。

3　前項の規定にかかわらず、農業委員会は、その所掌する業務により登録農地台帳の記載事項の変更を知ったときは、これを訂正することができるものとする。

(登録農地の抹消)

第9条　農業委員会は、農地登録者又は登録農地が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該登録農地を登録農地台帳から抹消し、東温市農地バンク登録抹消通知書（様式第6号）により農地登録者に通知するものとする。

(1)　第4条第3項各号のいずれかに該当するとき。

(2)　農地登録者から登録農地の抹消の申出があったとき。

(3)　登録農地に係る権利に移動があり、所有者等でなくなったとき。

(4)　第7条に規定する登録期間を経過し、再登録されなかったとき。

(5)　登録農地が被災し、農地として使用することが困難になったとき。この場合において、登録農地の一部が被災し、登録農地全体を使用することが困難になった場合を含む。

(農地登録の終期通知)

第10条　農業委員会は、第7条に規定する登録期間が終了する30日以上前に、東温市農地バンク登録終期通知書（様式第7号） により農地登録者に登録の終期を通知するものとする。

(登録農地の公表等)

第11条　農業委員会は、農地バンクの利用を募ることを目的として、あらかじめ農地登録者の同意を得て、東温市公式ホームページへの掲載その他の方法により登録農地を公表するものとする。

(農地バンクの利用申請及び通知等)

第12条　農地バンクの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、東温市農地バンク利用申請書（様式第8号）及び東温市農地バンク利用登録カード兼利用希望者登録台帳（様式第9号。以下「希望者登録台帳」という。）に必要な事項を記入して農業委員会に提出しなければならない。

2　農業委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、東温市農地バンク利用登録カード兼利用希望者登録台帳（様式第9号）に登録するとともに、東温市農地バンク利用登録完了（却下）通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

3　前項の場合において、申請内容が次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会は、当該申請を却下し、東温市農地バンク利用登録完了（却下）通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

(1)　利用希望者が東温市暴力団排除条例（平成23年東温市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者であるとき。

(2)　農地バンクの利用が転用目的であると認められるとき。

(3)　利用希望者が、登録農地を農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）又は農地法（昭和27年法律第229号）の規定により借受け又は買受けできる見込みがないとき。

(4)　第1項の申請内容に虚偽があると認められるとき。

(5)　現に貸借又は所有している農地を荒らしており、借受け又は買受けしようとする農地を適正かつ効率的に利用しないおそれがあるとき。

(6)　前各号以外の事由により農業委員会が適当でないと認めるとき。

(希望者登録台帳の登録期間)

第13条　希望者登録台帳への登録期間は、利用希望者が希望する3年以内の期間とする。ただし、再登録を妨げない。

(希望者登録台帳の非公開)

第14条　希望者登録台帳は、非公開とする。

(希望者登録台帳の変更)

第15条　第12条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく口頭又は書類で農業委員会に申し出なければならない。

2　農業委員会は、前項の申出があったときは、希望者登録台帳の記載事項を訂正するものとする。

3　前項の規定にかかわらず、農業委員会は、その所掌する業務により希望者登録台帳の記載事項の変更を知ったときは、これを訂正することができるものとする。

(利用登録者の抹消)

第16条　農業委員会は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該利用登録者を希望者登録台帳から抹消し、東温市農地バンク利用希望者登録抹消通知書（様式第11号）により利用登録者に通知するものとする。

(1)　第12条第3項各号のいずれかに該当するとき。

(2)　利用登録者から希望者登録台帳の抹消に係る申出があったとき。

(3)　第13条に規定する登録期間を経過し、再登録されなかったとき。

(申込みの合致)

第17条　農業委員会は、農地登録者の登録農地における権利移動の条件と利用登録者の要望が合致すると判断したときは、利用登録者の個人情報及び予定作目等を東温市農地バンク利用登録者に関する通知書（様式第12号）により農地登録者に通知するものとする。この場合において、農業委員会は、農地登録者の個人情報を東温市農地バンク農地登録者に関する通知書（様式第13号）により利用登録者に通知するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、農業委員会が必要と認める場合は、あらかじめ当該農地登録者の同意を得た上で個人情報を利用登録者に通知するものとする。

(登録農地台帳の閲覧)

第18条　農業委員会は、利用登録者から求めがあった場合に、その者に登録農地台帳を閲覧させることができる。この場合において、農業委員会は、あらかじめ農地登録者の同意を得るものとする。

2　前項の規定により登録農地台帳を閲覧した利用登録者から希望する登録農地の借受け又は買受けの申込みがあったときは、前条の規定を適用するものとする。

(農地登録者及び利用登録者の交渉及び報告)

第19条　農地登録者及び利用登録者（以下「各当事者」という。）が行う登録農地の貸借、売買等に関する一切の契約及び交渉（以下「契約交渉」という。）については、各当事者間で行うものとする。

2　契約交渉に関するトラブルについては、各当事者間で解決するものとする。

3　各当事者は、農業委員会に契約交渉の結果を報告するものとする。

(農業委員会への届出又は申請)

第20条　各当事者は、契約交渉が成立したときは、速やかに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づき、権利の設定又は移動に係る届出又は申請をしなければならない。

2　農業委員会は、前項の申出又は申請があったときは、当該登録農地を登録農地台帳から抹消するものとする。

(個人情報の取扱い)

第21条　農地バンクに係る個人情報を取り扱う者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　個人情報を他に漏らし、自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、又は利用しないこと。

(2)　個人情報を毀損又は逸失することがないよう適正に管理すること。

(3)　個人情報は、農地バンクに係る業務終了後、速やかに廃棄、消去その他の適正な措置を講ずること。

2　各当事者は、契約交渉の相手方の個人情報の取り扱いについて前項の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第22条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附　則

この告示は、令和5年11月6日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

東温市農地バンク農地登録申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

東温市農地バンク登録カード

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

東温市農地バンク登録農地台帳

[別紙参照]

様式第4号(第4条関係)

東温市農地バンク登録完了（却下）通知書

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

東温市農地バンク登録農地経過記録

[別紙参照]

様式第6号(第9条関係)

東温市農地バンク登録抹消通知書

[別紙参照]

様式第7号(第10条関係)

東温市農地バンク登録終期通知書

[別紙参照]

様式第8号(第12条関係)

東温市農地バンク利用申請書

[別紙参照]

様式第9号(第12条関係)

東温市農地バンク利用登録カード兼利用希望者登録台帳

[別紙参照]

様式第10号(第12条関係)

東温市農地バンク利用登録完了（却下）通知書

[別紙参照]

様式第11号(第16条関係)

東温市農地バンク利用希望者登録抹消通知書

[別紙参照]

様式第12号(第17条関係)

東温市農地バンク利用登録者に関する通知書

[別紙参照]

様式第13号(第17条関係)

東温市農地バンク農地登録者に関する通知書

[別紙参照]